

暫定措置

第 1 条 認定歯科衛生士制度規則第 9 章第 26 条に定めた暫定期間（以下「暫定期間」という）において、認定歯科衛生士の認定を受ける者は、次の(1)(2)を満たす者で認定委員会が審査後、学会認定歯科衛生士資格申請を認める。

- (1) 日本国歯科衛生士の免許を有し、かつ研修施設において本学会指導医のもとで 3 年以上有病者に必要とされる歯科医療に従事していること、またはこれと同等以上の経歴を有すると認めること
- (2) 認定歯科衛生士申請時に学会会員資格を有する者

第 2 条 暫定措置第 1 条を満たし、認定歯科衛生士の資格の申請をしようとする者は、申請審査料を添えて、次の各号の申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書（様式-暫認衛 1）
- (2) 履歴書（様式-暫認衛 2）
- (3) 日本国歯科衛生士免許証（写し）
- (4) 会員歴証明書（様式-暫認衛 3）
- (5) 研修証明書（様式-暫認衛 4）
- (6) 有病者歯科医療に関する症例報告書（2 症例）および介助症例一覧（10 症例以上、但し症例報告症例は除く）（様式-暫認衛 5）
- (7) 小論文（様式-暫認衛 6）

第 3 条 暫定期間における認定歯科衛生士試験は、書類審査、小論文、症例報告、介助症例報告によるものとする。試験審査と面接結果に基づく資格の判定は認定委員会が行い、理事会が認定する。

第 4 条 認定を受けた者は登録料を添えて登録申請を行う。学会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、学会雑誌及び総会において報告する。

第 5 条 暫定措置第 2 条、第 4 条に定める審査料ならびに登録料は細則第 10 条に規定のとおりとする。

第 6 条 この暫定措置は認定医制度規則第 9 章第 26 条に規定されている期間に限り運用される。

第 7 条 この暫定措置の変更は認定委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

付 則

この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。